

意味の言い抜け可能性/否認可能性——三木からの応答への応答

藤川直也

1. イントロダクション

三木 (2019) は、話し手の意味とコミュニケーションを、話し手と聞き手の間で形成されるコミットメントという観点から捉えようとする試みである。そこでの基本的なアイデアの一つは、話し手は、自分が意味したことに対する責任を引き受けなければならない、聞き手は、そうしたコミットメントに反するような話し手の行いを非難する権利をもつ、というものである。三木はこのことを次のように説明している。

ふたつの状況を考えてみてほしい。第一の状況では、私はある映画を見たがっていて、たまたま読んでいた雑誌にその映画の特集記事があるのを見つけたところだ。私は恋人に雑誌を見せ、記事を指差しながら「いまから見に行きたい」と言う。これと似つつも異なる第二の状況において、私はやはりある映画を見たがっている。しかし自分からあからさまにそれに行きたがるよりは、その映画を見たがっていることを恋人に察してもらい、恋人の方から映画に誘ってもらうほうが心地よいと考える。たまたま読んでいた雑誌にその映画の特集記事を見つけた私は、そのページの角を折り曲げたうえで、目当ての映画のタイトルが記載されている箇所に蛍光マーカーで線を引き、そのページが目に入るように開いたままで雑誌をテーブルの上に置く。そこにやってきた恋人は雑誌に目をとめて、私がある映画に行きたがっていることに気づく。

このふたつの状況のうち、ひとつ目においては、私は恋人と一緒にこれからその映画を見に行きたいといったようなことを意味している。だがふたつ目の状況においてはそうではないだろう。この違いは、その後に恋人が「この映画、まだ公開されていないよ」と返した場合を考えればわかる。ひとつ目の状況では、そうした反応は適当であろう。だが第二の状況において恋人が「この映画、まだ公開されてないよ」と返してきた場合、私はとっさに「しるしをつけてただけで、いますぐに行きたいだなんてひとことも言ってないでしょ。勝手に決めつけないでよ」などと言い返すこともできる。もちろんそれは身勝手ではあるかもしれないが、第一の状況の場合に同様の仕方で言い返したなら、単に身勝手という以上に不合理となるだろう。言い換えるなら、第一の状況においては私にはそういった

反応をする権利がないのである。だからこそ恋人には私の意味した内容を受け、それを正すという権利があるのだ。他方で第二の状況では、私はただ察して欲しがっているだけであり、何かを意味している訳ではなく、それゆえ私には言い抜けが可能となっている。(三木 2019, 14-15 頁. 強調は藤川)

ここで採用されているのは、言い抜けできるかがどうか、話し手が何かを意味したかどうかの基準となる——話し手が意味したのならば言い抜けはできないし、できるのならそれは話し手が意味したことではない——という基準である。三木は、言い抜けのできなさによって浮かびあがる話し手の意味の特徴を**公共性**と呼び、それを話し手の意味、ひいては人と人との間でなされるコミュニケーションにおいて本質的なものと見なす。

藤川 (2021) では、コミュニケーションにおいて伝達されることがらには、言い抜け可能なものもあれば、そうでないものもあり、それゆえ、**言い抜け可能性**を話し手が意味したかどうか、そしてコミュニケーションがなされたかどうかの基準とすることは、意味やコミュニケーションのあり方を不当に狭くとることになるのではないか、という批判的な疑問を提示した。そこで着目したのは、発言に伴う責任を回避する——言質を与えない——ことを眼目とするコミュニケーションの方法が存在するということであった。その一例として、ある種の会話的推意（ほのめかし）はまさに言い抜け可能性をもつがゆえにずい話し手によって時に用いられうるコミュニケーションの手段であるということを指摘した。三木 (2022a) は、藤川 (2021) に言及しつつ、特に会話的推意は言い抜け可能ではないということを、特にそれと推意の取り消し可能性との関係に着目しながら主張している。

本稿では、主に三木 (2022a) を検討し、会話的推意の言い抜け可能性と取り消し可能性の関係について三木 (2022a) とは異なる説明を与える。そのためにまず、コミュニケーションにおける公共性やコミットメントのに着目する一連の先行研究と三木の立場を関係づけた上で、藤川 (2021) の批判がどのようなものであり、その批判に対して三木 (2022a) と三木 (2022b) からどのような対応が見てとれるかを簡単に確認する (2 節)。次に、会話的推意の言い抜け可能性と取り消し可能性の区別に関する三木 (2022a) の議論の問題点を指摘する (3.1 節、3.2.1 節)。最後に、取り消し可能性の悪用としての言い抜け可能性という観点から、会話的推意の取り消し可能性と言い抜け可能性がどう関係するかを論じ、それに基づき、言い抜け可能性が多様性をもつということを指摘する (3.2.2 節)。

2. 話し手の意味の公共性・非公共性、あるいは表の意味と裏の意味

三木 (2019) の提案の基礎にあるのは、人は自分が意味したことに対する責任を引き受けなければならないという考えだ⁽¹⁾。例えば「朝ごはんはコーンフレークが食べたい」と言ったならば、話し手はそれにふさわしい振る舞い（コーンフレークを出してもらったらもりもりと食べる、など）をしなければならないし、それにそぐわない振る舞いをする話し手を非難する権利を聞き手はもつ。言い換えれば、話し手は何かを意味することで、聞き手に言質を与えることになる。三木はこのことを話し手の意味の公共性と呼び、それが話し手の意味、そしてテイラーにならいコミュニケーションの本質的な特徴だと論じる (cf. 三木 2019, 189-190 頁)。三木によれば、相手に言質を取らせないような発話の内容は、話し手が意味したことではなく、そうした発話によってなされるものはコミュニケーションではない。こうした基本的な考えのもと、三木 (2019) は、話し手の意味を話し手個人の意図によって説明しようとする理論（意図基盤意味論）では話し手の意味の公共性が捉えられないと論じ、さらに、公共性を説明するような話し手の意味の理論として、共同のコミットメントを基礎概念とする共同性基盤意味論を提案している。

こうした三木の提案を先行研究と関連づけることから始めよう。まず、コミットメントを話し手の意味の本質と見るという三木 (2019) の提案は、コミットメントを基礎概念としてコミュニケーションを理論化しようとする近年の様々な提案の一つと見ることができる。個々人の心のあり方に還元されない社会的なものとしてのコミットメントをベースとした発語内行為の理論としては Brandom (1983) の主張の理論がよく知られている（グライスの話し手の意味概念とオースティンの発語内行為概念の接続については、Strawson (1964) を参照）。より最近では、Geurts (2019) がこうした考えを一般化し、発語内行為を含む従来のコミュニケーション理論の様々な基礎的概念・枠組みをコミットメントという観点から再定式化しようとしている。Carassa & Colombetti (2009) は、コミュニケーションのある側面を一種の共同行為と見た上で、それをグローバル的な共同のコミットメントの観点から説明するという点で、共同性基盤意味論の基本的発想を先取りしている。

次に、言い抜け可能性を話し手のコミットメントを伴う伝達内容と結びつけるという三木の考えは、**もっともらしい否認可能性** (*plausible deniability*)⁽²⁾ を用いて公のコミットメントを伴う伝達内容を特徴づける近年の様々な提案の一種である。例えば、Pinker et al. (2008) における on-record/off-record の区別、Asher & Lascarides (2013) における safe part of public record/unsafe part of public record の区別、Camp (2018) にお

ける common ground と conversational record の区別がそうした試みとしてあげられる。これらの試みはいずれも、否認可能性を用いて意味を分類する（公のコミットメントをもつ意味/伝達内容とそうでない内容の区分、あるいは公のコミットメントをもつ内容の中での下位区分）というものである。

こうした試みの中で、三木の提案の特色の一つとなっている——もちろん彼女の理論の独自性がこれに尽きるわけではなく、あくまで特色の一つに過ぎない——のは、言い抜け可能かどうか、ひいては公のコミットメントが伴うかどうかを、そもそも話し手が意味したかどうか、コミュニケーションがなされたかどうかの区別に用いているという点である。藤川 (2021) での批判の焦点は、こうした見方によってコミュニケーションの多層的なあり方が見逃されてしまうのではないかという点にあった。三木やその他の論者が強調するように、コミュニケーションにおいて伝達される内容には、言い抜け不可能でコミットメントを伴うものがある。他方で、コミュニケーションにおける伝達内容には、言い抜け可能でコミットメントを伴わないものもある。公共性を話し手の意味やコミュニケーションにとって本質的だとする三木の見方からは、コミュニケーションにおける後者の側面がこぼれ落ちてしまうのではないか、さらには、こうした非公共的な内容のやりとりという側面の説明には、三木が批判する意図基盤意味論が役立ちうるのではないか、こうしたことがそこで指摘されたことであった。そこで批判を次のように言い直してもよい。コミットメントを伴う意味はいわば表の意味である。表の意味はとても重要だ。しかしコミュニケーションにはコミットメントを伴わない裏の意味というものがある。表と裏、あるいは清濁併せ持つのがコミュニケーションの実像であり、表の意味は極めて重要であるもののその一面に過ぎない。

三木 (2022a) ではメッセージという新たな概念が導入されている。「メッセージ」は、「話し手が何かを意味していると言える場合に意味されている内容 [...] と、話し手が何かを意味しているとは言えないが聞き手が理解する内容」(三木 2022a, 3 頁) の総称である。そして、前者の類のメッセージ (=話し手の意味) と後者の類のメッセージ (=話し手の意味ではない何か) を区別する基準となるのが、言い抜け可能性である。三木 (2022a) は言い抜け可能性とそれによる話し手の意味の弁別を以下のように定式化している。

(1) 【言い抜け可能性】

話し手の意味の候補となる事例 [=メッセージの伝達] において話し手が言い抜け可能であると言われるのは、話し手があるメッセージ m を発信し、かつその

後に m へのコミットメントを否定する振る舞いをしてても不合理とはならないとき、その場合に限る。(三木 2022a, 4 頁)

(2) 【言い抜け可能性テスト】

話し手の意味の候補となる事例 [=メッセージの伝達] において、もしも話し手が言い抜け可能ならばそれは話し手の意味の事例ではない。(三木 2022a, 4 頁)

公共性がコミュニケーションの本質であるなら、話し手の意味ではないメッセージのやりとりはコミュニケーションではないことになる。ではコミュニケーションでないのだとしたら、それはなんなのだろうか。三木 (2022b) は、会話にはコミュニケーションとは異なる、マニピュレーションという側面があるという会話の見取り図を提案している。この見取り図のもとでは、言い抜け可能なメッセージのやりとりはマニピュレーションの一種だということになるように思われる。すると三木 (2019) の立場は次のように拡張されることになる。話し手の意味とは言い抜け不可能なメッセージ (の内容) でありコミュニケーションとは言い抜け不可能な内容のやりとりである (三木 2019)。しかし会話にはこれに尽きない側面がある、とりわけ、会話には言い抜け可能なメッセージのやりとりである (あるいはそれを含む) マニピュレーションという側面があり、会話全体には、言い抜け不可能なメッセージだけでなく言い抜け可能なメッセージのやりとりが含まれる (三木 2022a, 2022b)。

こうした会話の全体像によって、先に述べた懸念が概ね解消されているのを見てとることは難しくない。そのためには次のような対応関係があることが確認できればよい ($\longleftrightarrow$ の左が三木の用語法、右がそれに対応する筆者の用語法)。

- 話し手の意味 (コミュニケーション) $\longleftrightarrow$ 表の意味
- 言い抜け可能なメッセージ (コミュニケーションを伴わないマニピュレーション) $\longleftrightarrow$ 裏の意味

この対応づけがおおよそ正しいのだとすれば、三木と私の違いは用語法の違いに過ぎないということになるのかもしれない。めでたしめでたし (?) ——と、ここで終わってもいいのだけれど、それでもなお、話し手の意味には言い抜け可能なものがあり (裏の意味)、コミュニケーションには言い抜け可能な意味のやりとりが含まれるとする用語法には意味がある、と私は言いたい。それには、単にこの方が私には自然な感じがするからというだけではない、もう少し理論的な理由がある。それは、いくつかの場面で三木の用語法や立場が既存の用語法にアドホックな変更を迫るものになるのではないか、という懸念である。その一端を示すのが、次節でみる会話的推意の言い抜

け可能性の問題である。

3. 会話的推意の言い抜け可能性と取り消し可能性

三木 (2022a) が主眼的に取り組むのは、会話的推意は言い抜け可能かという問題だ。三木はまずこの問題を、会話的推意の重要な特徴の一つである**取り消し可能性** (*cancelability*) と関連づけつつ、次のように提示する (三木 2022a, 2 頁)。会話的推意は話し手の意味である。会話的推意は取り消し可能である。しかし、もし取り消し可能だということが言い抜け可能だということを含意するならば、ここから会話的推意は言い抜け可能だということが帰結する。これは会話的推意は話し手の意味であるということに反する⁽³⁾。三木は、この問題を、取り消し可能性と言い抜け可能性は異なるものであり、取り消し可能性は言い抜け可能性を含意しないと論じることで解決しようと試みている。三木はさらに、会話的推意がその取り消し可能性とは独立した理由で言い抜け可能であるかもしれないという疑念に対して、反論を提示している。

これに対して私は次のことを論じたい。第一に、会話的推意には言い抜け可能なものがある。第二に、取り消し可能性は言い抜け可能性を含意しないという点に私は同意する。しかし私がそう考える理由は三木がそう考える理由とは異なる。順を追ってみていこう。

3.1 言い抜け可能な会話的推意

会話的推意に言い抜け可能なものがあるということを見てとるのは難しくない。実際、グライスが会話的推意の例としてあげるもの——しかもとてもよく知られたもの——には、言い抜け可能なものが存在する。例えば次のグライスの例を見てみよう。(3a) が哲学の教員職に応募しようとする学生 X のために教員 A が書いた推薦状の文面だとしよう。このとき、その文面によって A は (3b) を会話的推意としている。

- (3) a. 前略。X 君は日本語に堪能であり、また個別指導にはいつも出席しております。草々
- b. 会話的推意：X 君は哲学的に有能でない。

Camp (2018, p.45) はこの推意がもっともらしく否認可能である——三木の用語では言い抜け可能——であると指摘する。推薦状を受け取った B と A の間で次のような会話がなされたとしよう。

- (4) a. B：あの推薦状ありがとうございました、X 君は哲学だめなんですね。
- b. A：いやいや、そんなことは言ってないですよ。

この A の応答は不合理ではないだろう（し、三木が言い抜け可能性の特徴とするメッセージ持続性ももつように細部を埋めることも可能である。メッセージ持続性については 3.2.1 節で論じる）。これが示しているのは、会話的推意の教科書的事例が言い抜け可能性をもつ、ということである。

もう一つ事例を考えよう。三木は言い抜け可能性をもつメッセージの例として次を挙げている。

私は自分が恋人とある映画を見に行きたがっていると恋人に知ってもらおうとして、その映画の情報が掲載された雑誌を、当該ページに蛍光マーカーで線をひき、開いた状態でテーブルに置く。恋人がそれを見て「ちょっとこの公開期間だと時間が取れないよ」と指摘すると、私は「一緒に見に行きたいなんて言ってないでしょ」と言い返す。それを聞きつつ恋人は、どうにか予定を調整して一緒に映画を見に行く時間を確保できないかと、スケジュールを確認し始める。(三木 2022a, 10 頁)

これと類似の次のような事例を考えよう。

- (5) 雑誌を見ながら A が「お、この映画、今週いっぱいまで終わりだ」と言うことで、今週中に一緒にこの映画を見に行こうということを恋人の B にほのめかす。これに対して B は「今週は仕事が立て込んでて難しいなあ」と返事する。すると A は、「一緒に見に行きたいなんて言ってないでしょ」と言い返す。それを聞きつつ B はなんとか映画と一緒に見に行く時間を捻出すべくスケジュールの確認を始める。

上述の三木の例が言い抜け可能性をもつメッセージの事例であるのだとすれば、A がほのめかした推意も同様に言い抜け可能性をもつだろう（他方で「私」や A の「一緒に見に行きたいなんて言ってないでしょ」という返答は身勝手に理不尽だと感じる人もいるだろう。そうした人の中には、そもそもこれらが言い抜け可能性の事例なのかと訝しむ人もいるだろう——他人事のように書いているが、私は三木の事例を一読したときにそう思った。私の今の考えでは、こうした直感には正しいところがある一方で、依然としてこれらはある種の言い抜けの事例である。こうした直感がどのように正しく、にもかかわらずなぜこれが言い抜け可能性の事例であるのかについては、3.2.2 節で論じる）。

このように会話的推意には言い抜け可能なものがある（もちろん、このことは言い抜け可能でない会話的推意があるということを排除しない。実際そうした会話的推意

はあるだろう)。このことは、(i) 会話的推意は話し手の意味の一種であり、(ii) 話し手の意味は言い抜け可能性をもたない、という三木 (2019) と三木 (2022a) が擁護を試みる見解の反例になっている。こうした反例に抗して (i) と (ii) をあくまで維持しようとするならば、グライス自身の考えや標準的な見方に反して、上の例は会話的推意の事例ではないのだと論じるというのが一つのありうる手かもしれない。これは上で挙げた例についてはうまくいくかもしれない。しかし、言い抜け可能な会話的推意の事例と思しきものすべてにこの方針を採用する——(i) かつ (ii) の擁護にはこれが必要である——には、「会話的推意」の標準的な用語法からのアドホックな逸脱ではない、ということ説得的に論じる必要があるだろう。あるいは、(ii) こそが三木 (2019) の中心的なテーゼであることに鑑みて、(i) を断念する、つまり、会話的推意には話し手の意味でないものが含まれると論じた上で、(ii) は維持する、という方針もあるかもしれない。こちらに関してもそれがアドホックな用語法の改定ではないということを論じる必要があろう。そしてこれらがアドホックでないということを示すことは、そもそも会話的推意とはなんであり、それがどのようなメカニズムに基づいて生じているのかについて、既存の理論と実質的に異なる理論的な理解が必要になるのかもしれない⁽⁴⁾。

3.2 会話的推意の取り消し可能性とその言い抜け可能性はどう関係するか

第二の点に移ろう。確かに言い抜け可能性と取り消し可能性は別の現象である。しかしその理由は三木が提示する理由によるのではない。以下ではまず、三木の議論が取り消し可能性についての誤った理解に基づいているということを示した上で、取り消し可能性と言い抜け可能性の関係についての別の説明を提示したい。

3.2.1 会話的推意の取り消し可能性とは何か

まず会話的推意の取り消し可能性とは何かを確認することから始めよう。ここで重要なのは、会話的推意の取り消し可能性は、一度生じた推意をあとからなかったことにできるという特徴ではない、ということである。そうではなくて、ある文の発話によって生じる会話的推意が取り消し可能であるとは、文脈が異なれば同じ文の発話がなされたとしてもその内容が会話的推意にそもそもならないことがある、ということである。取り消し可能性をグライス自身が説明した箇所としてよく引用されるのは次の箇所だ。

P という見かけ上の会話的推意が明示的に取り消し可能なのは、それを発話すれば P ということが推意となるであろう形式の言葉の後ろに「しかし P ではない」とか「私は P ということを含意する (implicate) つもりはない」

などと付け加えることが許される (admissible) 場合であり、また、それが文脈的に取り消し可能なのは、その形式の言葉の発話にその推意が伴わないような状況を見いだすことができる場合である。(Grice 1989, p.44; 邦訳 65 頁⁽⁵⁾)

この箇所に先立ってグライスは取り消し可能性を次のように説明している。

推意の取り消しは、話し手が協調原理を拒否している旨を述べたり含意したりする語句を付け加えることで、明示的に行われるかもしれないし、また、通常ならば一定の推意を伴う形式の発話を、話し手が明らかに協調原理を拒否している文脈において用いることで、文脈的に行われるかもしれない。(Grice 1989, p.39; 邦訳 56-57 頁)

ここでグライスは彼が一般化された会話的推意と呼ぶ種類の推意の取り消しについて語っている。しかし協調性の拒否によって推意が取り消される、という論点は会話的推意一般に成り立つ。というのも、会話的推意とはその定義上、協調性の仮定のもとで生じる言外の意味である (Grice 1989, pp.26-31; 邦訳 36-46 頁) というのがグライスの考えだからだ。そしてこれが意味しているのは、明示的にであれ文脈的にであれ、ある会話的推意が取り消される場面とは、そもそもその会話的推意が生じていない場面である、ということである⁽⁶⁾。ある文脈におけるある文の発話によって実際に生じた会話的推意に関して、その文が同じ話者によって発話されたにもかかわらずその会話的推意が生じない文脈を**取り消し文脈**と呼ぼう⁽⁷⁾。注意すべきは、取り消し文脈は当該の会話的推意が実際に生じたもとの文脈とは異なる文脈である、ということだ (前者では当該の推意が生じていないのだから、当然そうなるはずだ)。こうした明示的な取り消し可能性と文脈的な取り消し可能性に共通の特徴を使って、取り消し可能性を次のように定式化しておこう。

(6) 会話的推意の取り消し可能性：

ある文脈 c において文 s の発話によって p が会話的推意として伝達されたならば、 c とは別の次のような文脈 c' が想定できる。すなわち、 c' では、 c と同じ話し手によって s が発話されているが、 p は会話的推意として伝達されない⁽⁸⁾。

例えば、推意の取り消し可能性を示す典型的な事例として、次を見てみよう。

(7) 何人かの学生が 80 点以上とりました。実際全員の学生が 80 点以上とりました。

このように話す話し手は、一文目の発話が多くの場合推意として伝達する (グライス

の言い方では一般化された会話的推意の例である)「全員の学生が合格したわけではない」という内容を、そもそも伝達しようとしていない(cf. Zakkou 2018, p.7)。多くの場合、二文目は、聞き手が、話し手がそうしたことを推意していると誤解する可能性を見越して、その誤解を防ぐために付されたものとなろう。

以上のことから明らかなように、取り消し文脈は、一旦生じた推意が後になってなかったことにされる文脈ではない。同様に、取り消し文脈は、一旦生じた推意が後になって撤回されるという文脈でもない。推意の撤回とは次のようなケースである。ある教師が、昨日別の教師が行なったテストの結果を学生に返すという場面を考えよう。その教師は、その答案用紙の束に付された採点結果一覧を見て、80点以上の得点と、80点未満の得点があるのを確認する。そこでテストを一人一人に返す前に、学生に向けて次のようにアナウンスする。

(8) 何人かの学生が80点以上とっています。

ここで教師は全員の学生が80点以上とったわけではないということを伝達することを意図しているとしよう。さて、テストを一人一人に返却しながら、教師はそれぞれの得点に目をやる。するとどうも80点以上の答案ばかりである。最後まで返却し終わったところで、教師はすべての答案が80点以上であることを知る。そこで次のように言う。

(9) あれ、、、すいません、全員分を確認しましたが、全員80点以上とっていましたね。採点一覧、間違っているな、担当の先生に伝えておきます。

ここで教師がやっているのは、一旦推意として伝達した、全員の学生が80点以上とったわけではない、という内容に対する自身のコミットメントを修正し、自身がもはやそれに対するコミットメントをしてないこと公にする、ということであろう。より一般に、撤回は、自身が過去にコミットした内容に対してのみなされるもの、つまりある内容に対して一旦は生じたコミットメントを後から取り下げることだと考えることができるかもしれない。仮に話し手が(7)と発話する取り消し文脈においてこうした撤回が生じているのだとすれば、話し手は一文目と二文目の間に自身のコミットメントに関して大きな心変わりをした、ということになるが、これは事態の正しい描写ではないだろう(cf. Zakkou 2018, p.7)。

以上を踏まえて、会話的推意の取り消し可能性と言い抜け可能性の区別に関する三木の議論を検討しよう。三木は、その区別をメッセージ持続性と協調原理からの独立性という二つの観点から説明しようとしている。ここではメッセージ持続性に焦点をし

ばって考察しよう。メッセージ持続性とは次のような特徴である。

(10) 【メッセージ持続性】

話し手が発信したメッセージ m が持続的であるのは、話し手が m へのコミットメントを否定する振る舞いをしていながらも、聞き手がもっぱら話し手の発信を理由として m を受け入れ続けるということが不合理とはならないとき、そのときに限る。(三木 2022a, 10 頁)

三木によれば、取り消し可能性の事例ではメッセージは持続的ではないが、言い抜け可能性の事例ではメッセージは持続的である。

さて、推意の取り消しの例においてメッセージは持続的ではないと言うとき、三木は次のような場面を念頭においている。ある話し手のある文の発話によって会話的推意 p が生じた文脈 c において、その話し手がその発話の直後にその推意と相反する発話をすることによってその推意を「取り消す」(生じなかったことにする)。ここまでの議論が正しければ、これはグライスの意味での取り消しではない(し、推意の撤回でもない)。ここには二つの誤解がある。第一に、グライスの意味での取り消し可能性に関わる取り消し文脈とは、推意がそもそも生じない文脈であり、一旦生じた推意がなかったことになる文脈ではない。第二に、それゆえ、取り消しが行われる文脈は、問題となる推意が生じた実際の文脈とは異なる文脈である。そして取り消し文脈においてはそもそも推意が生じておらず、持続するかどうかが問われるメッセージがそもそも生じていないのだから、そこでメッセージが持続するかと問うことに実質的な意味はない。

この二つの誤解はこれ以外の場面でも三木の議論に影を落とす。三木は、実際に推意が生じた文脈においてそれと相反する発話が後続することによって当該の推意が「取り消せない」(つまり、生じなかったことにできない)ことがある、ということに基づいて、「会話的推意が取り消し可能であるからと言って、いつでも問題なく取り消し可能であるわけではな」く、「会話的推意が取り消し可能なのは、あくまで... 文脈に包含されるまでのことであり、ひとたび文脈に包含されると、それは取り消しというより、非難の可能性を甘受しながらなされる自身の発言の撤回となる」(三木 2022a, 14-15 頁)と主張する。こうした主張が「会話的推意はどれも取り消し可能」(Grice 1989, p.44; 邦訳 65 頁)というグライスの見解と整合的なのかどうかは問われてしかるべきであろう。三木は、当該の主張を、推意は一般的に取り消し可能だが、文脈に包含されると取り消し可能ではなくなるというニュアンスに富んだ仕方理解することで、その整合性を保とうとしているように見える。だが、この三木の主張が正確にどのようなこと

なのかは定かではない。素朴に考えれば、文脈に包含された推意が取り消し可能でないのなら、推意は一般的に取り消し可能であるというわけではないことになる。こうしたあからさまな不整合を回避するためには、いかなる推意についても一時的には文脈に包含されない状態があり、その限りですべての推意には取り消し可能な時点がある、といったことを考えればよいのかもしれない。仮にこうした複雑化が理論的に可能だとしても、それをグライスの意味での取り消し可能性に読み込むことが文献解釈的に正当かどうかはさらなる慎重な検討が必要であろう⁽⁹⁾。これに対して、上で見た二つの誤解をとけば、会話的推意は一般に取り消し可能であるというグライスの主張を額面通り受け取ることができる。実際に生じたある推意がそれが生じた文脈において「取り消せず」（つまり、生じなかったことにできず）、その否定はその撤回にならざるをえないような事例があるということは、そもそもその推意が生じない別の文脈があるというその取り消し可能性と問題なく両立するからである。

3.2.2 取り消し可能性の悪用としての言い抜け可能性とその多様性

では、取り消し可能性と言い抜け可能性の関係はどのように関係するのだろうか。文献中に見られるのは、否認可能性は取り消し可能性を必要とするということ、しかしその逆は成り立たないということである（cf. Lee & Pinker 2010, p.791）⁽¹⁰⁾。これまでの考察からこの考えをサポートするような会話的推意の言い抜け可能性の特徴づけを提示することができる。

言い抜け可能な会話的推意の例としてあげた推薦状の事例を振り返ろう。Aさんは、推薦状の文面によってXは哲学的に有能ではないということを会話的推意としてBに伝える。その上でBとAの間で次のやりとりがなされる。

- (11) a. B：あの推薦状ありがとうございました、X君は哲学だめなんですね。
b. A：いやいや、そんなことは言ってないですよ。

言い抜けにはこのように「そんなことは言っていない」、「そんなつもりで言ったんじゃない」、「そんなつもりじゃなかった」といった類の文が用いられる。言い抜けに用いられるこうした文を**否認文**と呼ぶことにしよう⁽¹¹⁾。まず確認しておくべきことは、否認文そのものは正当な仕方でも（つまり、不当な言い抜け以外の仕方でも）使用可能だ、ということである。とりわけそれは、話し手がある文の発話によってpということを会話的に推意とする意図がなく、それゆえ実際にそれは推意にはなっていないにも関わらず、聞き手が話し手がpということの伝達を意図していたと誤解した場合に、そうした誤解を解くための正当な手段として用いることができる。こうした誤解は、何が会話的推意になるのかが話し手の意図に依存して決まる——もちろん意

図通りにいかないケースはあるだろうが、意図しなかった会話的推意というのは、少なくともグライスの意味においては、ないだろうし、あったとしても例外的なものに思われる——限りにおいて、避けられないことである。否認文は、こうしたコミュニケーションにつきまとう誤解をとき、コミュニケーションを正しい方向に導くための、有効な補正手段の一つである。

これに対して、言い抜けにおける否認文の使用は、会話的推意に本質的につきまとう誤解の可能性に対応するための有用な補正手段の悪用である。すなわち、聞き手は誤解していないにも関わらず、話し手はあたかもそれが聞き手の誤解であるかのようなふりをして、否認文を使用してみせるのである。だがそもそなぜそのようなふりがまかり通るのだろうか。一つの自然な考えは、それが本当に誤解である可能性を聞き手が適切に排除できないから、というものである。この考えをもう少し詳しく見ていこう。

推意の取り消し可能性によれば、ある文脈 c において文 s の発話によって p が会話的推意として伝達されたならば、 c とは別のある文脈 c' において、 s の発話によって p が会話的推意として伝達されない。Camp (2018) も指摘するように、会話的推意の言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性はこうした取り消し文脈の存在に依存している。ここではまずその依存関係を次のように緩やかに捉えてみよう。

(12) 会話的推意の言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性：

ある文脈 c におけるある文の発話によって生じた会話的推意 p に関して話し手が言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性をもつ (p が言い抜け可能である/もっともらしく否認可能である) のは、 p のある取り消し文脈 c' に関して、話し手が、聞き手に対して、あたかも発話の文脈が c ではなく c' であるかのように振る舞うことができる場合である。

この特徴づけは、言い抜け可能性は取り消し可能性を必要とするが逆は成り立たないということをうまく説明する。言い抜け可能性が取り消し可能性を必要とするというのは明らかであろう。取り消し可能性が言い抜け可能性を必要としないのは次の理由による。ある会話的推意が取り消し可能であるためには、その推意にとっての取り消し文脈がありうるということで十分であり、実際の文脈が取り消し文脈であるかのように振る舞うことが話し手にできる必要はない。

さて「できる」には色々な読みがある。では、(12)における「できる」はどのような読みの「できる」なのだろうか。まず指摘しておくべきは、「できる」の読みの中には、言い抜け可能性にとって十分ではないものもある、ということだ。話し手が聞き

手に対して実際の発話の文脈が取り消し文脈であるかのような振る舞いをしたところで、聞き手がそれを受け入れない、ということは往々にしてありそうなことである。言い抜け可能性にとって十分であるような「できる」というのは、話し手の当該の振る舞いが何らかの意味で聞き手に容認される（そしてそれがもっともらしくなればなるほど容認せざるをえない）ということであるはずだ。そして、単なる論理的可能性や物理的可能性はこうした聞き手による容認を保証するものではない（例えば、多くの日本語話者にとって、日本語の否認文を発話することは、何らかの物理的な制約を受けていない——口を塞がれている、手を縛られているなどなど——限りどんな場面でも物理的には可能だろうが、そうした場面には聞き手がその否認を容認しないものが多々含まれるはずだ）。

より重要なのは、会話的推意の言い抜け可能性にとって十分であるような「できる」の読みが一つであるとは限らない、という点である。実際、(12)の一般的な特徴づけをもとに、そこに現れる「できる」の読みをどう特定するかに応じて、言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性に対するいくつかの異なるバージョンを取り出すことができる。ここでは二つのバージョンをあげてみたい。

(i) 認識的な言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性：少し前に言い抜けにおける否認文の使用を「誤解である可能性を適切に排除できない」ということに訴えて特徴づけた。もちろん、誤解である可能性を適切に排除できないというのは認識論的なことがらである。これを踏まえて、(12)の「できる」を認識的に読めば、次のような認識的な言い抜け可能性の特徴づけが得られる⁽¹²⁾。

(13) ある文脈 c において文 s の発話によって生じた会話的推意 p が**認識的に**言い抜け可能/もっともらしく否認可能であるのは、 p に関するある取り消し文脈 c' について次が成り立つ場合である。すなわち、実際の発話の文脈が c であるというのは聞き手の誤解であり、実際には c' が発話の文脈であるという可能性を、聞き手が認識的に（つまり聞き手の知識に照らして）十分に排除できない。

取り消し可能性が含意する当該の会話的推意が生じない文脈の存在と、文脈に関する聞き手の知識の不確実性を考えれば、多くの文脈で会話的推意がこの認識的な言い抜け可能性をもつ。そして実際に言い抜けがなされたならば、それは取り消し可能性につけこみ聞き手を欺く悪しきコミュニケーションである^{(13) (14)}。

(ii) 社会的・政治的な言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性：次に考えたいのは、(12)の「できる」を社会的・政治的な観点からの許可・容認として読むことで得られ

る言い抜け可能性である⁽¹⁵⁾。

- (14) ある文脈 c において文 s の発話によって生じた会話的推意 p が**社会的・政治的**に言い抜け可能/もっともらしく否認可能であるのは、 p に関するある取り消し文脈 c' について次が成り立つ場合である。すなわち、 c' が発話の文脈であるかのような話し手の振る舞いを、聞き手が社会的・政治的な理由から容認する。⁽¹⁶⁾

例えば大統領が政治集会において「議事堂へ行こう！」と言うことによって、そこで今進行中のある採決を止めるような直接的な行動をとれ、ということのを会話的推意としたとしよう。さらにその後大統領がその文脈が実際には取り消し文脈であるかのように振る舞ったとしよう（「そんな行動をとれと示唆するつもりは一切なかった」）。この時、少なくない数の人たちが、大統領が社会的・政治的・道義的責任の追及を免れることに利点がある（例えば自身の政治的信条に合致するその大統領が影響力を保持するのが好ましい、など）、あるいは何らかの政治的な規範の観点からは免れてもよいと考え、大統領の発話の実際の文脈が取り消し文脈ではないと確信しつつ（それゆえ大統領が当該の会話的推意を伝達したということを確認しつつ）、そうした振る舞いをするを許可するかもしれない。これはヘイトスピーチや犬笛を良しとする人の理屈の一つでもあるかもしれない。あるいは、話し手が聞き手に対して社会的に大きな力を有しており（例えば話し手が大統領、聞き手がホワイトハウスの庭師）、その結果実際の文脈が取り消し文脈なのだという話し手の振る舞いを受け入れなければ聞き手に何らかの被害が及ぶだろうという状況では、聞き手は話し手のそうした振る舞いを、それが虚偽だとわかっていつつも、容認せざるを得ないかもしれない⁽¹⁷⁾。つまり、話し手が自分の権力を背景に自分はそんなつもりはなかったということを聞き手に強いるというケースである。こうした言い抜けは、認識的な言い抜け可能性に基づく言い抜けがもつ聞き手を欺くという悪さとはまた別種の悪質さをもつ取り消し可能性の悪用である。

このように、社会的・政治的に言い抜け可能な推意は、必ずしも認識的に言い抜け可能なわけではない。逆に、認識的に言い抜け可能であるにもかかわらず、社会的・政治的には言い抜け可能ではない、というケースもある。例えば、聞き手が大統領、話し手がホワイトハウスの庭師という、聞き手が話し手に対して社会的に大きな力を有している場合を考えよう。庭師が「最近、子供が産まれまして、もうやりくりが大変なんです、それでも楽しくやってます」と言うことで、自分の待遇の改善をほのめかしたとしよう。大統領は「給料に不満があるなら、他に仕事を探したまえ」と答える。それに対して庭師は、「いえ、そんなつもりはまったくなくて、楽しく家族と暮

らしていることをお伝えしたかったのです」と否認文を使って言い抜けしようとする。これに対して大統領は、実際の文脈がなんらかの取り消し文脈である認識の可能性に気づきつつ、ホワイトハウスでの仕事に対する不満だと誤解されうるようなことを言うことはホワイトハウスの風紀を見出す行いであり認められないと考え、自身のもつ絶大な権力を背景に、実際の文脈が取り消し文脈であるという庭師の振る舞いを全く許さないかもしれない（「いや、君は不満を口にしたに等しいのだ、君はクビだ」）。これは、話し手が自分の権力を背景にお前はそう言ったのだということを聞き手に強いるというケースである。

言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性を特徴づけるような「できる」の読みは他にもあるだろう。このように(12)の緩い特徴づけは、複数の異なるバージョンの言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性をそこから取り出すことができるようなものである。ここで私は、(12)のこうした特徴は、(12)の欠点ではなく、言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性が実際にもつ多様性——いかなる意味で言い抜けできるのか、もっともらしく否認できるのかに応じた多様性——を反映したものだと提案したい。言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性には、何か絶対的に正しい特徴づけがあるというわけではなく、それには実践的・理論的な関心に応じて異なる特徴づけが可能である。すると重要なのは、実践的な場面であれ理論的な場面であれ、言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性が問題となっているとき、それがどの意味での言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性なのかを見極めるということになるだろう。最後にこの点に関わる例を二つあげたい。

まず、言い抜け可能性をもつ推意の例としてあげた(5)を振り返ろう(以下に再掲する)。

- (5) 雑誌を見ながら A が「お、この映画、今週いっぱいで終わりだ」と言うことで、今週中に一緒にこの映画を見に行こうということを恋人の B にほのめかす。これに対して B は「今週は仕事が立て込んでて難しいなあ」と返事する。すると A は、「一緒に見に行きたいなんて言ってないでしょ」と言い返す。それを聞きつつ B はなんとか映画と一緒に見に行く時間を捻出すべくスケジュールの確認を始める。

言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性の多様性の観点からこの事例を説明すると次のようになる。この事例においては三木が言うメッセージ持続性が成り立っている、つまり、否認の後でも当該の推意を受け入れ続けることが B にとって不合理ではない。このことが成り立つとすれば、そのありうる理由の一つは、この会話的推意が

認識的な言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性をもっていないからであろう。というのも、実際の会話の文脈がその推意に関する取り消し文脈であるという可能性が認識的に排除できないのなら、その推意の内容を信じてそれに基づいて行動するのは不合理であろうからだ。実際、この状況でBにはAの言い逃れを咎める権利、とりわけ実際の文脈が取り消し文脈である可能性は認識的に排除されて然るべきだという類の非難をする権利があるように思われる（例えば「なら、わざわざ今週いっぱいまで終わりだなんてこと白々しくいう理由がないでしょうが」といった非難はそうした非難として理解できるだろう）⁽¹⁸⁾。このことは、この事例が言い抜け可能性の事例ではないのではないかという先に述べた直感に一つの根拠を与える。しかしこうしたことにもかかわらず、この推意は、ある種の社会的な言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性、特にAとB二人の関係性に根ざした対人関係的なそれをもっている。要するにAのこうした幾分身勝手な振る舞いに付き合うことが二人の関係性にとって何かしらの重要性をもっていて、その意味でAのこうした振る舞いを許容する理由がBにはあるのだ。そしてこの理由にもとづいて、認識的な言い抜け不可能性に伴う権利をBは行使しないのである。こうした考察が正しければ、三木の意味での言い抜け可能性は、少なくともこの事例に関する限り、認識的なものではなく社会的なものということになる。しかし、言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性の多様性という観点からすると、言い抜け可能性をこの意味のものに限定する理由はない。例えば、(5)を少し変えて、Aの返答のあと、Bが「確かにそうか、映画に一緒に行こうとAが誘っていると思ったのは自分の早とちりだな」などと考えるのが合理的であるような状況であったとしよう。この状況においては、その当該の推意はメッセージ持続性をもたず、それゆえ三木の提案に従えば、それは言い抜け可能性の事例ではないことになろう（おそらく取り消しの事例として扱われる）。対して本稿の提案に従えば、これは推意が認識的な言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性をもつ事例だということになる（実際に推意が生じているのだから取り消しの事例ではない）。

次に、言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性によって、公のコミットメントを伴う伝達内容（表の意味）を特徴づけるという2節でみたアイデアを振り返ろう。言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性が多様であるならば、言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性をもたないものを公のコミットメントを伴う伝達内容だとするときに、それがどの意味で用いられているのかということを明確にしておくことが重要である。この際二つの方針が考えられる。一つの方針は、多様な言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性のなかから公のコミットメントを伴う伝達内容の特徴づけ

に関わるものを一つに定める、というものである。これとは別の方針は、言い抜け可能性/もっともらしい否認可能性の多様性に依拠して、公のコミットメントを伴う内容にも多様性を認める、という方針である。応用言語哲学——言葉やコミュニケーションに関わる社会的・政治的・倫理的な問題に関する哲学——において後者の方針が有用になるのではないかと私は考えるが、ここではこの選択肢を示唆するに留めておきたい (19) (20)。

註

(1) 本節の内容は、藤川 (2021) のもととなった、(Covid-19 のパンデミックによりみなし開催となった) 科学基礎論学会 2020 年度総会でのワークショップ「意味と会話の理論における意図の役割」で発表予定だった内容にも部分的に基づく。

(2) もっともらしい否認の余地とでも訳した方が通りがいいかもしれない。

(3) 三木 (2022a, 2 頁) でこの問題の提示がなされる段落に付された注で藤川 (2021) への言及があるが、この問題は私がそこで提起した問題ではない。藤川 (2021) に先立ち、上記ワークショップの発表要旨に関して、ワークショップの発表者である、三木氏、浅利みなと氏、私、それからオーガナイザーの松阪陽一氏との間でメール上でディスカッションが行われたのだが、そこでの私の主たる論点は、取り消し可能性とっともらしい否認可能性 (言い抜け可能性) が異なるものであるということ、三木 (2019) の提案にとって問題となるのは取り消し可能性ではなくもっともらしい否認可能性であるということであった。3.2.1 節の論述は、そのメールでのディスカッションでの私の主張を膨らませたものである。

(4) 三木 (私信) ではこの方針が示唆されている。

(5) 以下 Grice (1989) からの引用は、清塚訳を基本に、若干の訳語を修正したものになっている。

(6) それゆえ「取り消し cancel」という用語はミスリーディングである。この点については、Zakkou (2018 n.24) を参照。なお三木は、同じ理由にもとづいて、グライスの意味での会話的推意の取り消し可能性を「会話的推意が生じなかったことにすることができる」(三木 2022a, 8 頁、強調は藤川) という特徴だと結論している。

(7) 再び、そもそもこの種の文脈において推意はそもそも生じていないのだから、それを取り消し文脈と呼ぶのはミスリーディングであるのだが、ここは「取り消し可能性」という人口に膾炙したグライスの用語法にならってこう呼ぶことにする。

(8) 会話的推意の取り消し可能性をどう解釈するのかについては論争がある。その論争状況については Zakkou (2018) を参照。ここでは Zakkou (2018) の解釈および Burton-Roberts (2013) の解釈と本稿の議論の関連について簡単に述べておきたい。

Zakkou (2018) においては、明示的な取り消しがなされる文脈 c' とは、もともとの文脈 c においてその発話が推意 p を生じた文 s に「しかし p ではない」といった取り消し条項を続けることが felicitous である (グライスの用語では admissible) ような文脈であるとされている。彼女は、明示的な取り消しがなされる文脈においては取り消される推意が生じている必要はない、と述べるものの、そこで推意が生じている明示的な取り消し文脈がある可能性を排除していない。

こうした考えに基づいた一つのありうる応答は次のものである。取り消し文脈において問題の会話的推意はそもそも生じていないということは、文脈的な取り消しについては正しい。しかしながら、明示的な取り消しについてグライスは、取り消し条項の追加が admissible だと述べているだけで、そこで当該の推意が生じていないとはそもそも述べていない。それゆえ、明示的な取り消しに関しては、依然として、取り消し文脈において当該の推意が生じている、という可能性は残っている。

こうした応答は、協調性の仮定が会話的推意が生じる必要条件であり、明示的取り消しにおいても文脈的取り消しにおいても、協調性の仮定が成り立たないということを話し手が明らかにしているとグライスが述べていることに鑑みれば、説得的なものではない。さらに、もし明示的取り消しにおいては取り消し文脈において当該の推意が生じているのだとすれば、それがどのような意味で取り消し条項の追加を *admissible* にするのか、という問いが残る。もしこの *admissibility* が言い抜け可能である、ということの意味しているのだとすれば、それは明示的な取り消し可能性は言い抜け可能性に他ならない、ということの意味してしまうであろう。

Burton-Roberts (2013) は、会話的推意が取り消されるのは実際にその推意を伴う発話がなされた文脈である点で、本稿の提案とは全く異なる取り消し可能性の解釈を提示している（松浦慎太郎氏がこの文献の存在とともにこの点を指摘してくれた）。しかしながら彼の解釈が三木の解釈を支持するかどうかは疑わしい。とりわけ、彼はこうした解釈の帰結として、取り消し可能な会話的推意は一般化された会話的推意だけであり、全ての会話的推意が取り消し可能なわけではない、と論じており、これは取り消し可能性を会話的推意全般の特徴とみなす三木の立場とは明らかに相容れないものである。

(9) 注 (6) で述べたように、三木が論文で問題にしているのもグライスの意味での取り消し可能性である。

(10) Dinges and Zakkou (2021 n.21) は否認可能性が取り消し可能性を必ずしも必要としないのではないかと論じている。彼女らの論拠は、ある文脈では主張に用いられた文の字義的な内容が否認可能でありうる、ということに基づいている。そうした事例としてあげられるのは、発語行為のレベルでの不具合（例えば言い間違いや聞き間違い）や、それから文が皮肉やメタファーなどの非字義的な仕方で用いられるような事例である。しかしながら、こうした可能性は、発話された文の字義的内容をも取り消し可能にするように思われる。そしてこのことは取り消し可能性が会話的推意の弁別的な特性になっていないという点を指摘した際にグライスが念頭に置いていた事柄と同様の現象であろう（グライスが実際に論じているのはルーズな言葉の使い方である。Grice 1989, p.44; 邦訳 65-66 頁）。この問題に対する最近の対応策については、Zakkou (2018) を参照。

(11) 「誤解を招いたとしたら申し訳ない」というよく耳にする言い訳も、こうした否認文の一種と見なせる。

(12) Camp (2018, p.50) はもっともらしい否認可能性を、こうした認識的にアクセス可能な代替的な解釈文脈 c' のもとで伝達内容を計算することが合理的であることとして特徴づけている。

否認可能性を認識論的に特徴づける別の提案として、Dinges & Zakkou (2021) がある。そこでの提案によれば、話し手が内容 p に関して否認可能性をもつのは、もし話し手が p を意味したことを否認するならば、聞き手は話し手が p を意味したということをもはや知っていない、ということが成り立つ場合かつその場合に限る。例えば、 p を意味したことの話し手による否認が、話し手は p を意味したという聞き手の知識の阻却事由となるならば、 p に関して否認可能性をもつ。

(13) 言い抜け可能性のもっともらしさは、発話の文脈が c ではなく c' であったのだということのもっともらしさに依存する。後者のもっともらしさは会話的推意の導出に関わる様々な文脈的要因に左右されるだろう。さらに、どの程度のもっともらしさが当該の文脈の認識論的な排除できなさにとって十分であるのかの基準も文脈に応じて変化するだろう（これは知識にとって十分な認識基準の文脈鋭敏性の一種であろう）。すると (13) の特徴によれば、言い抜け可能性はこれらさまざまな文脈的要因に左右されることになるが、言い抜け可能性は実際こうした文脈依存性をもつ (cf. Camp 2018)。

(14) Mazzarella (2021) は話し手の信頼性という認識論的な要素が、実践的なレベルでは否認可能性を左右することを認めつつ、その要素を否認可能性の言語理論的な考察からは排除することで、純粹に否認そのものがもつコミュニケーションにおける役割に焦点を合わせることを提案している。この提案は、誤解である可能性を排除できるかどうか、話し手がどれくらい

信用のおける人なのかどうかは考慮しない、という提案として読むことができる。Mazzarella (2021) が求めているのは、いわば純粋に言語的・コミュニケーション的とても呼びたくなるような否認可能性であり、そうした否認可能性は話し手の信頼性に依存しないだろう、というのがここでのアイデアであろう。これに対し (13) の認識的な否認可能性にとっては、話し手の信頼性は推意がそれを持つかどうかを左右する要因になる。例えば、普段から適当なことばかり口にする信用ならない話し手が「そんなつもりはなかった」と言ったところで、それは聞き手にとって現実の文脈が取り消し文脈なのだという可能性を認識的に排除する障壁にはならないであろう。なお、Dinges & Zakkou (2021) は、否認可能性が話し手の信頼性に依存するということを、否認可能性の理論における説明要件の一つとしてみなし、それをうまく捉えるような認識的な定式化を否認可能性に与えている。

(15) 社会的・政治的な言い抜け可能性の事例は、Dinges & Zakkou (2021) が、否認に対する敵対的な反応が実践的に不合理であると仕方て定義する「手出しできなさ」(untouchability) と呼ぶものの一種である、あるいはその事例には手出しできなさいの事例が含まれると思われる。ただし、彼女らは手出しできなさいは否認可能性ではないと論じていることに注意せよ。

(16) 以下の記述では、権力の差を背景にして無理強いするケース（権力によって咎める声が封殺されるケース）と、社会的・政治的な規範の観点からよしとされるケースとがひとまとめにされている。しかしこれらは区別したほうがよいかもしれない（これは松本将平氏との議論を通じて気づかされた論点である）。例えば、大統領と庭師のケースは、「ホワイトハウスの風紀を維持すべし」というのが社会的・政治的規範である（さらに大統領は、その規範に従った行動を実現するような政治的な力をもっている）というケースだが、これは、得ることをすべし、不利益になることや怖いものは避けるべし、といったより社会生活を送る上での実践的な合理性に合致した行動規範に基づくものに過ぎないケースとは分けたほうがよいかもしれない。この区別をする場合、後者の類の否認可能性を、社会的・政治的な否認可能性と分けて、実践的合理性に基づく否認可能性などと呼ぶのがいいのかもしれない。ただし注 (15) も参照。

(17) こうした言い抜けはもっともらしくないのだから、これらは、言い抜け可能性やもっともらしい否認可能性の事例ではなく、いわゆるもっともらしくない否認可能性の事例にすぎないのではない、という指摘があるかもしれない。こうした指摘に私は部分的に同意する。確かにこの否認は認識的にはもっともらしくなく、それゆえこれは認識的にはもっともらしくない否認可能性の事例である。他方で、ここで私が提案しているのは、これらの事例は確かに認識論的にはもっともらしい否認ではないけれど、社会的・政治的な観点からのもっともらしさはもつということ、つまりこれは社会的・政治的にもっともらしい否認可能性の事例だということである。

(18) これは、問題の認識的可能性が排除されない場合になされうる非難とは別種の非難であるということに注意せよ。例えば「誤解を招くような言い方をするな」というのは、実際の文脈が取り消し文脈だということ（少なくともその可能性があること）を認めた上でなされる非難である。

(19) やり残したことはこれだけではない。いくつかあげておこう。(i) 言い抜け可能性に関する本節の議論は、会話的推意の取り消し可能性の悪用としてしての言い抜け可能性に焦点を合わせたものである。しかし言い抜け可能性はこれに尽きるわけではない。例えば、Dinges & Zakkou (2021) は、取り消し可能性ではなく、発話された文を聞き手が聞き間違えた可能性に訴えた否認可能性の存在を指摘している。こうした別種の言い抜け可能性を扱うには、(12) における取り消し文脈を別の種類の文脈に変える（例えば「聞き間違え文脈」といったものを導入してもよいかもしれない）というのが一つの手であろう。(ii) 三木 (2022a) が提示するその他の興味深い話題、例えば、協調原理からの独立性といった論点についてもここでは議論できなかった。(iii) 言い抜け/もっともらしい否認における取り消し可能性や否認文の悪用は、それが個々のコミュニケーションの場面において聞き手に害をなす行いであるということに尽きない、コミュニケーションのあり方一般的に対する問題を引き起こすかもしれない。とりわけ、

否認文の悪用は、正当な場面での否認文の有効性を損なうかもしれない。例えば、こうした悪用に対する「そんなつもりはなかった」などという言い訳は通用しない」という（これまたしばしば耳にする）応答が過度に一般化されて、正当な使用にまで適用される、という状況を考えてみよ（こうした一般化はすでに起こりつつあるかもしれない）。取り消し可能性や否認文の悪用がもつこうしたさらなる負の側面についてはさらに論じる余地があると思う。これらの点については稿を改めて論じたい。

(20) 本稿の草稿やその元となった発表に対して有益なコメントをくださった浅利みなと、田中凌、松浦慎太郎、松阪陽一、松本将平、三木那由他、峯島宏次の各氏に感謝いたします。なお本研究は科研費 22K18449 の成果の一部である。

文献

- Asher, N. & Lascarides, A. (2013). 'Strategic conversation,' *Semantics and Pragmatics*, 6, 1–62.
- Brandom, R. (1983). 'Asserting,' *Noûs*, 17, 4, 637–650.
- Burton-Roberts, N. (2013). 'On Grice and cancellation,' *Journal of Pragmatics*, 48, 1, 17–28.
- Camp, E. (2018). 'Insinuation, common ground, and the conversational record,' in Fogal, D., Harris, D. W., & Moss, M. eds. *New Work on Speech Acts*, pp.41–66, Oxford: Oxford University Press.
- Carassa, A. & Colombetti, M. (2009). 'Joint meaning,' *Journal of Pragmatics*, 41, 9, 1837–1854.
- Dinges, A. & Zakkou, J. (2021). 'On Deniability.' https://juliazakkou.net/html/Zakkou_OnDeniability_2021-04-04.pdf.
- Geurts, B. (2019). 'Communication as commitment sharing: speech acts, implicatures, common ground,' *Theoretical linguistics*, 45, 1–2, 1–30.
- Grice, P. (1989). *Studies in the way of words*, Cambridge Mass: Harvard University Press. (1998, 清塚邦彦訳, 「論理と会話, 『論理と会話』, 勁草書房).
- Mazzarella, D. (2021). "“I didn’t mean to suggest anything like that!”", Deniability and context reconstruction,' *Mind & Language*, 1–19.
- Pinker, S., Nowak, M. A., & Lee, J. J. (2008). 'The logic of indirect speech,' *Proceedings of the National Academy of sciences*, 105, 3, 833–838.
- Strawson, P. F. (1964). 'Intention and convention in speech acts,' *The philosophical review*, 73, 4, 439–460.
- Zakkou, J. (2018). 'The cancellability test for conversational implicatures,' *Philosophy Compass*, 13, 12, e12552.
- 藤川直也 (2021). 「コミュニケーションの公共性・非公共性」. 三木那由他『話し手の意味の心理性と公共性——コミュニケーションの哲学へ』書評会, 2021 年 3 月 7 日, オンライン.
- 三木那由他 (2019). 『話し手の意味の心理性と公共性——コミュニケーションの哲学へ』, 勁草書房.
- (2022a). 「言い抜け可能性と取り消し可能性」, 『大阪大学大学院文学研究科紀要』, 第 62 巻, 1–17 頁.
- (2022b). 『会話を哲学する——コミュニケーションとマニピュレーション』, 光文社新書.

〔東京大学・哲学〕